

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 12 月 7 日
愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(14) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

日間賀島観光協会が、愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西浜地先を起点及び終点とし、同町大字日間賀島字小戸地地先を主たる経過地とする循環路線において、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成 31 年 7 月を目途に実施】